

改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項等について

事項		案	参照規定	理由
1	開場の期日	<ul style="list-style-type: none"> 市場は、毎週火曜日及び、1月1日から1月3日迄並びに8月13日から8月17日迄のうちの3日間を除き、毎日開場するものとする。 開設者は、出荷者及び消費者の利益を確保し、またはこれらの利益を阻害しないと認める時は、休日に開場し、または休日以外の日に開場しないことができる。この場合においては、あらかじめ関係者に周知するものとする。 	第4条	安定的な生鮮食料品等の流通と市場の適正かつ健全な運営を確保するため
2	開場の時間	<ul style="list-style-type: none"> 開場の時間は、午前6時から午後3時までとする。ただし開設者が市場業務の運営上必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。 卸売のために販売開始の時刻は、冬期(10月1日から4月30日まで)は午前6時30分から夏期(5月1日から9月30日まで)は午前6時からとし、振鈴をもって関係者に周知する。 開設者は、販売開始の時刻を変更しようとする時は、あらかじめ関係者に周知するものとする。 	第5条	公正な取引を確保するため
3	せり人	<p>基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり人は、次に掲げる者のいずれにも該当しない者でなければならない。 (1) 破産者で復権を得ない者 (2) 禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又は、その刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 (3) 買受人またはその者の役員若しくは使用人である者 (4) せりを遂行するのに必要な経験または能力を有していない者 	第6条第1項	せり売の業務を適正かつ円滑に行うため
4		<p>記章の着用</p> <ul style="list-style-type: none"> せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章を着用しなければならない。 	第6条第2項	公正な取引を確保するため
5		<p>開設者の承認</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、開設者の承認を受けなければならない。 承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称および住所 (2) 商号 (3) 法人にあたっては、資本又は出資の額及び役員の氏名 (4) その他開設者が必要と認める事項 	第7条第1項、第2項	市場における取引の専門性を考慮し、取引秩序を維持するため
6	買受人	<p>変更の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> 買受人は、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を開設者に届け出なければならない。 (1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき (2) 商号を変更したとき (3) 買受人としての業務を廃止したとき 買受人が死亡または解散したときは、当該買受人の相続人または清算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない 	第8条第1項、第2項	市場における取引の専門性を考慮し、取引秩序を維持するため

事項		案	参照規定	理由
7	買受人	承認の取消し <ul style="list-style-type: none"> ・開設者は、買受人が破産者等に該当することとなったとき、または卸売の相手方として必要な資力、信用を有しなくなったときは、その承認を取り消すものとする。 ・開設者は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市場における売買取引の全部または一部を制限することができる。 (1) 売買取引に関し不正の行為があったとき (2) 買受代金の支払いを怠ったとき (3) 保管の費用若しくは損失金の支払いを怠ったとき (4) 正当な理由がなくて引続き1月以上買受人としての業務を休業したとき (5) 売買取引の妨害など、取引秩序をみだす行為があったとき 	第9条第1項、第2項	市場における取引の専門性を考慮し、取引秩序を維持するため
8		買受人組合の届出 <ul style="list-style-type: none"> ・買受人が、買受人をもって組織する組合をつくったときは、その規約、役員氏名および組合員名簿を開設者に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。 	第11条	市場の適正かつ健全な運営を確保するため
9		記章の交付・着用 <ul style="list-style-type: none"> ・開設者は、買受人の承認をしたときは、買受人章を交付するものとする。 ・買受人は、買受人章を市場内において常に着用しなければならない。 	第12条第1項、第2項	公正な取引を確保するため
10	物品の即日販売	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者が上場できるまでに受領した物品は、特別の理由のあるもののほか、当日中に販売しなければならない。 	第13条	公正な取引を確保するため
11	物品の上場順位	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の上場順位は、あらかじめ定めた配列場所の順とする。ただし、受託契約約款に特別の規定がある場合は、この限りでない。 	第14条	公正な取引を確保するため
12	販売前における受託物品の検収	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、受託物品の受領に当たっては、検収を確実にし、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異常を認めるときは、その結果を物品受領通知書または、売買仕切書に付記しなければならない。ただし、委託物品の受領に委託者または、その代理人が立ち会ってその了承を得られたときは、この限りでない。 	第15条	公正な取引を確保するため
13	売買取引の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、市場において行う卸売について、せり売若しくは入札又は、相対取引によらなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、せり売り又は入札の方法によらなければならない。 (1) 自然災害の発生、自動車交通の渋滞その他の事情により入荷量が一時的に詳しく減少し、市場の取引に支障を生じるおそれがある場合。 (2) 特定の産地に係る風評被害の発生等により、他の産地から出荷された物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合、その他市場における特定の物品に対する需要が一時的に著しく増大し、市場の取引に支障を生じるおそれがある場合。 ・卸売業者は、販売方法を定め、又は変更しようとする場合には、次に掲げる事項をあらかじめ関係者に周知するとともに、その販売方法を卸売場の見やすい場所に提示しなければならない。 (1) 当該品目及び販売方法 (2) 販売方法を定め、又は変更する場合 	第17条第1項～第3項	公正な取引を確保するため

	事項	案	参照規定	理由
14	せり売の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売のためのせり売は、その販売物品について品名、産地、等級および数量又は重量その他必要な事項を表示するかまたは、呼び上げた後でなければ開始することができない。 ・せり落としは、せり上げとし、せり人が希望販売価格を呼び上げたあと、最初に申込みした申込者をせり落とし人とする。 ・せり落とし人が決定したときは、ただちにせり落とし価格およびせり落とし人の氏名、商号または番号を呼びあげなければならない。 	第18条	公正な取引を確保するため
15	入札売の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売のための入札売は、卸売人がその販売物品について品名、産地、等級および数量または重量その他必要な事項を表示するか又は呼びあげた後、入札人に対して入札書に氏名、入札金額その他指定事項を記載させて行わなければならない。 ・開札は、入札終了後直ちにこれを行わなければならない。 ・最高入札価格の入札人を落札人とする。ただし、指値のある物品については、最高入札価格が当該価格に達しないときは、この限りでない。 ・最高価格の申込者が二人以上あるときの決定方法、入札者の呼びあげは、せり売の方法を準用する。 	第19条	公正な取引を確保するため
16	異議の申立	<ul style="list-style-type: none"> ・せり売又は入札売に参加した者が、せり落とし又は落札の決定について異議があるときは、直ちにその旨を開設者に申し立てることができる。 	第20条第1項	公正な取引を確保するため
17	売買取引の単位	<ul style="list-style-type: none"> ・売買取引の単位は、重量による。ただしこれと異なる取引慣習があるときは、この限りでない。 	第21条	公正な取引を確保するため
18	指値等のある委託物品	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、指値その他の条件のある委託物品は、上場の際その旨を表示するか又は呼び上げなければならない。 	第22条	公正な取引を確保するため
19	指値等のある未販売委託物品の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、指値等のある委託物品で相当の期間内に当該条件により販売することができないときは、その旨を委託者又はその代理人に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、そのために委託者に損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、卸売業者は、その条件がなかったものとしこれを販売することができる。 	第23条	公正な取引を確保するため

	事項	案	参照規定	理由
20	卸売の相手方の制限	<p>・卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外のものに対して卸売をしてはならない。ただし、買受人を不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該市場における入荷量が著しく多いか、又は買受人にとって出荷された生鮮食料品等の品目または品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合</p> <p>(2) 当該市場の買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合</p> <p>(3) 他の市場の入荷事情等からみて当該市場からの転送によらなくては入荷が著しく困難な市場の卸売業者に対して卸売をする場合</p> <p>(4) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者または当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であってあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者または当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が、次に掲げる要件を満たしているとき</p> <p>イ 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間(一か月以上のものに限る)及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>ロ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該地方卸売市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該地方卸売市場における市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売りが、当該地方卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。</p> <p>(5) 卸売業者が、農林漁業者等(農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会(これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む)をいう。)及び食品製造業者等(生鮮食品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう)との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>イ 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間(一か月以上一年未満のものに限る)が定められていること。</p> <p>ロ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該地方卸売市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該地方卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。</p>	第25条	公正な取引を確保するため
21	委託手数料以外の報償の收受の禁止	<p>・卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引き受けについて、その委託者から規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。</p>	第26条	公正な取引を確保するため
22	受託契約約款	<p>・卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引き受けについて受託契約約款を定めることができる。</p> <p>・卸売業者は、受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない。</p>	第27条第1項、第2項	公正な取引を確保するため

	事項	案	参照規定	理由
23	卸売物品の引取り	<ul style="list-style-type: none"> ・買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品をすみやかに引き取らなければならない。 ・卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引き取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、または催告をしないで他の者に卸売をすることができる。 ・卸売業者は、他の者に卸売をした場合、その卸売価格が買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。 	第29条第1項～第3項	公正な取引を確保するため
24	売買取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・せり売または入札の方法による卸売の場合において、買受人が次の一に該当するときは、卸売業者は、その売買を差止めまたはせり直し、若しくは再入札を指示することができる。 (1) 買受代金の支払いを怠ったとき (2) 談合その他不正な行為があると認めるとき (3) 不当な値段を生じたとき又は生じるおそれがあると認めるとき 	第30条	公正な取引を確保するため
25	有害物品等の売買禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物品等は、市場において販売し、又は販売の目的をもって所持してはならない。 ・開設者は、有害物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。 	第31条	市場における安全・安心を確保するため
26	卸売予定数量等の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、市場において取扱う生鮮食品等について、毎日の卸売が開始される時までに、その日の主要品目の卸売予定数量を、毎日の卸売が終了した後、その日の主要品目の卸売数量及び価格並びにその他の事項を、当該市場の見やすい場所に掲示しなければならない。 ・卸売業者は、その月の前月の委託料の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額を公表するものとする。 	第32条第3項、第5項	公正な取引を確保するため
27	仕切および送金等	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、生鮮食品等の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした翌日までに、売買仕切書及び売買仕切り金(消費税額及び地方消費税を含む。)を送付しなければならない。ただし、特約のある場合は、この限りでない。 ・売買仕切金の送付は、現金、小切手、手形、口座振込、口座振替のいずれかの方法によるものとする。 	第33条第1項、第3項	公正な取引を確保するため
28	委託手数料の率	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとに定める定率以内の率を乗じて得た金額とする。 	第34条	公正な取引を確保するため
29	買受代金等の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・買受人は、卸売業者から買い受けた物品の代金を、買い受けた日より1ヶ月以内に支払わねばならない。ただし、特約のある場合はこの限りでない。 ・特例により卸売を受けた者は、卸売業者と締結した契約の期日までに買い受けた物品の代金を支払わなければならない。 ・支払方法は、現金、小切手、手形、口座振込、口座振替のいずれかの方法により行うものとする。 	第35条第1項、第3項、第4項	公正な取引を確保するため
30	卸売代金の変更の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金については、正当な理由があると認めるときでなければこれを変更してはならない。 	第36条	公正な取引を確保するため
31	売買仕切金の前渡し等	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、出荷を誘引するために出荷者に対し売買仕切金を前渡し、保証金の差し入れまたは資金を貸し付けることができる。 	第37条第1項	公正な取引を確保するため

	事項	案	参照規定	理由
32	出荷奨励金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保をはかるため出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。 ・出荷奨励金は、当該卸売金額に取扱品目の部類ごとに定める交付率以内の率を乗じた金額とする。 	第38条第1項前段、第2項	公正な取引を確保するため
33	完納奨励金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するために買受人に対して完納奨励金を交付することができる。 ・完納奨励金は、当該卸売金額に取扱品目の部類ごとに定める交付率以内の率を乗じた金額とする。 	第39条第1項前段、第2項	公正な取引を確保するため
34	市場秩序の保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、または公共の利益を害するような行為を行ってはならない。 	第45条	市場の適正かつ健全な運営を確保するため
35	清潔の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の利用者は、当該市場施設の清潔を保持し、自己の商品、容器その他の物品を整理し、これを放置してはならない。 	第46条	市場の適正かつ健全な運営を確保するため
	物品の品質管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・開設者は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次の各号に掲げる事項を規定で定めなければならない。 (1) 施設の取扱品目 (2) 施設の設定温度と温度管理に関する事項 (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項 (4) その他の卸売りの業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項 ・開設者は、前項の規定を定めたときは市場の見やすい場所に掲示し、卸売業者その他市場関係事業者は、当該規定及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他食品衛生に関する法令に即して卸売市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。 	第47条	市場における安全・安心を確保するため
	無許可営業の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者、買受人がそれぞれ開設者から承認を受けた業務を行う場合及び、開設者が特に必要と認める者を除くほか、市場内においては物品の販売その他の営業行為をしてはならない。 	第48条	市場の適正かつ健全な運営を確保するため